

4. その他

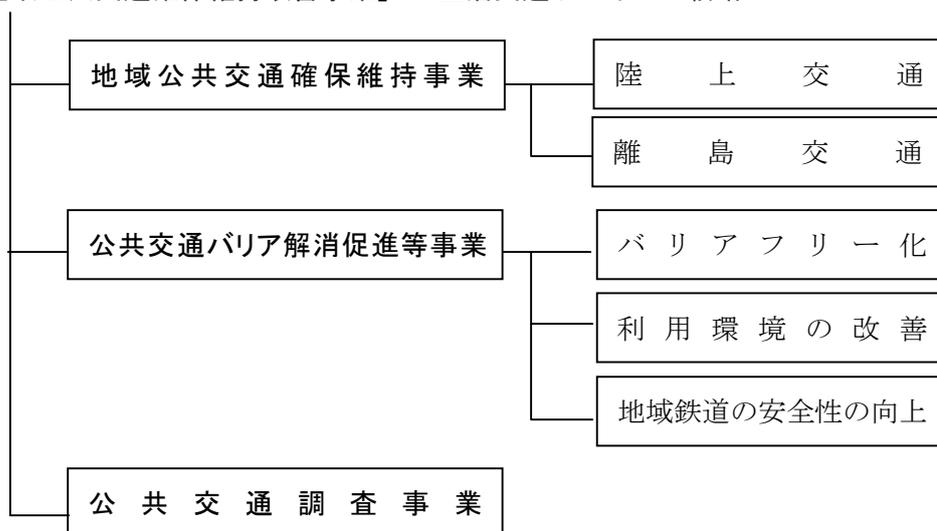
新制度への対応について

平成23年度より、従来までの「地域公共交通活性化・再生総合事業」が廃止され、新たに「地域公共交通確保維持改善事業」が施行された。そのことにより、新制度の支援を受けるために地域協議会での意思決定が重要視されることとなり、地域の公共交通に係る計画を策定することが前提となった。

ただし、日野市地域公共交通会議については、平成23年度事業は、「日野市地域公共交通総合連携計画」にもとづき事業を継続しているため、「地域公共交通活性化・再生総合事業」の経過措置として従前の補助メニューに従って実施している。

【概要】

「地域公共交通確保維持改善事業」 ～生活交通サバイバル戦略～



【経過】

平成23年5月…市内タクシー事業者から、バリアフリー車両（リフト付福祉タクシーなど）の導入にあたり、新制度の適用を受けたいが、事業計画がないと補助を受けられないとの相談があった。

「日野市地域公共交通総合連携計画」では、タクシーに関する事業がないため、市（事務局）として対応が不可能であった。

【今後の方向性】

タクシー車両のバリアフリー化など、公益的であり、かつ地域の実情に即した輸送サービスの実現を図るものであれば積極的に会議として対応していくこととする。